

(電子メール施行)
高第1383-4号
平成21年 8月21日

関係介護保険施設の管理者 様
(中播磨・西播磨・但馬県民局管内の施設を除く)

兵庫県健康福祉部社会福祉局高齢社会課長

「平成21年台風第9号」により被災した要介護者等への対応について

このたびの台風第9号により被災した要介護者等に対する通所系、短期入所系及び入所系サービスの定員超過受け入れに関して、既に、被災地域の近隣市町(中播磨、西播磨及び但馬県民局管内)の施設に対して、積極的な受け入れを依頼したところですが、これらの地域以外の施設に対しても同様の依頼をしてほしい旨、被災市町及び事業者団体から要請がありました。

つきましては、貴施設に対して受け入れの要請があった場合は、下記に留意の上、日常のサービス提供に支障の生じない範囲で、積極的に受け入れを行うようお願いいたします。

記

- 1 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)」、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日老企第40号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)」並びに「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知)」により、通所系・短期入所系・入所系サービス

については、災害等やむを得ない理由による定員超過が認められており、その際の介護給付費については、利用定員を超過した場合でも、特例的に所定単位数の減算は行わず、職員の配置基準にかかわらず所定の介護給付費を算定することができる。

- 2 災害等やむを得ない理由による定員超過について、県、保険者の指導の対象とならない。
- 3 担当ケアマネージャーと十分な連絡調整を図り、対応すること。

問い合わせ先

兵庫県健康福祉部社会福祉局

高齢社会課高年施設係

TEL:078-341-7711 内線 2950、2951

FAX:078-362-9470